

新たな防疫対策について

〔平成 22 年 5 月 19 日〕
〔口蹄疫対策本部決定〕

政府は、口蹄疫の発生は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、宮崎県において発生し、拡大しつつある口蹄疫についての対策を更に強化し、総力を挙げて取り組むため、先日決定した基本的対処方針に加え、別添のとおり次の防疫措置を講ずることを決定する。

- 一. 10 km圏内、すなわち移動制限区域内のすべての牛・豚を対象に、殺処分を前提としたワクチン接種を実施し、接種した家畜に係る経営支援を実施する。更にあわせて、10 km～20 km圏内、すなわち搬出制限区域内からは、製品化した上で出荷する作業を進め、これに伴う価値の低減分について支援を行う。また、一般車両の消毒を行う消毒ポイントを増加する。
- 二. 患畜の殺処分に当たっての手当金の交付の迅速化のため、標準評価額を用いた概算払いを実施するとともに、殺処分の評価額と手当金の差額を宮崎県が負担した場合に特別交付税を措置する。
- 三. 埋却地の円滑な確保、必要な人員の増員を速やかに行う。

(別添)

口蹄疫に対する防疫対応等について

1. 新たな防疫対策

(1) 移動制限区域内のワクチン接種による感染拡大防止対策

10km圏内のすべての牛・豚を対象として、殺処分を前提としたワクチン接種を行い、接種した家畜については早期殺処分のための殺処分奨励金、経営再開支援金を交付する。

(2) 搬出制限区域からの早期出荷促進対策

10-20km圏内について緩衝地帯とするため、早期出荷を行い、一定期間内の家畜の導入を自粛する場合、早期出荷による価値の低減分、経営再開支援金を交付する。

(注：えびの市地域は別途対応)

2. 患畜等手当金の支払い

(1) 手当金(評価額の4/5)の交付の迅速化

- ① 宮崎県が手当金申請のための疑似患畜評価ができない状況にあることから、標準評価額を用いた概算払い(申請書提出後直ちに)を行う。
- ② その後、精算払い(評価額確定後)。

(2) 評価額の全額交付

殺処分家畜の評価額と手当金の差額(1/5)について、宮崎県が負担した場合、総務省において全額特別交付税を措置。

3. 埋却地の確保

県有地を利用する等、円滑な確保に努める。

4. 人員の増員

- ① 防疫措置を行う獣医師の増員(約50名増員)
- ② 徹底した消毒を行うための県警(九州管区内)を含む増員
- ③ 埋却を促進するための自衛隊派遣要員の増員
- ④ 畜産農家等、経験者の雇い上げ